変更

# 地域森林(変更)計画書

(高梁川上流森林計画区)

計画期間

自 令和 3年4月 1日

至 令和13年3月31日

(令和6年12月変更)



広 島 県

# 【変更事項及び理由】

## 1 変更事項

以下の事項について変更する。変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。変 更は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。

はじめに

- III 計画事項
  - 第1 計画の対象とする区域
  - 第4 森林の整備に関する事項
    - 2 造林
    - (1) 人工造林に関する指針
    - 3 間伐及び保育
    - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
    - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
  - (附)参考資料
    - 2 森林の現況
      - (9) 森林の被害
    - 7 林分密度管理図
      - (1) スギ林の収量比数 Ry による管理表
      - (2) ヒノキ林の収量比数 Ry による管理表

## 2 変更理由

森林法第5条第5項の規定による森林の現況、経済事情等に変動があったため。

# 目 次

はじめ	)[=1
I 戊	
•••	
第 1	広島県の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	広島県が定める目標
1	森林資源経営サイクルの構築
2	森林資源利用フローの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	山地災害防止に向けた取組
4	森林の公益的機能の維持
II 青	画区の概要
第 1	計画区の位置
第2	自然的条件
1	地形
2	気候
3	地質及び土壌
第3	社会経済的条件
1	人口
2	···· 産業
3	·····································
4	 土地利用
第4	 森林・林業の概況
第5	計画樹立に当たっての基本的考え方
π <del>≣</del> -	<b>                                      </b>
ш Б	四事項
第 1	計画の対象とする森林の区域3
第2	計画量等
1	前計画の実行結果の概要及びその評価
(	1) 伐採立木材積
()	2) 間伐面積
(:	3) 人工告林及び天然更新別面積

	(4)	林道の開設及び拡張
	(5)	保安林の整備及び治山事業
2	2 4	今期計画
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積
	(2)	間伐面積
	(3)	人工造林及び天然更新別の造林面積
	(4)	林道の開設及び拡張に関する計画
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画
	(6)	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施
		すべき森林施業の方法及び時期
第3	3 3	森林の整備及び保全に関する基本的な事項
1	1 1	森林の整備及び保全の目標
2	2	森林の整備及び保全の基本方針
3	3 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
	(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における
		施業の方法に関する指針
	(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進
		すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の
		方法に関する指針
	(3)	その他必要な事項
4	ŀį	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の
	壮	犬態等
5	5 -	その他必要な事項
第4	1 ;	森林の整備に関する事項4
1	1 3	立木竹の伐採(間伐以外)
	(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針
	(2)	立木の標準伐期齢に関する指針
	(3)	その他必要な事項
2	2 ì	造林
	(1)	人工造林に関する指針4
	(2)	天然更新に関する指針
	(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
	(4)	その他必要な事項
3	3 F	間伐及び保育5
	(1	) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に
		関する指針5
	(2)	保育の標準的な方法に関する指針6

(3)	その他必要な事項
4 林	道等の開設や林産物の搬出
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び
	作業システムの基本的な考え方
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
	(路網整備等推進区域) の基本的な考え方
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在
	及びその搬出方法
(6)	その他必要な事項
5 森	林施業の合理化等
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林
	施業の共同化に関する方針
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に
	関する方針
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
(5)	その他必要な事項
	林の保全に関する事項
1 森	林の土地の保全
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意
	すべき森林の地区
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する
	必要のある森林及びその搬出方法
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
(4)	その他必要な事項
	安施設
(1)	保安林の整備に関する方針
(2)	保安施設地区の指定に関する方針
(3)	治山事業の実施に関する方針
(4)	特定保安林の整備に関する事項
(5)	その他必要な事項

	3		鳥獣害の防止
		(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の
			防止の方法に関する方針
		(2)	その他必要な事項
	4		森林病害虫の駆除と予防・その他の森林の保護等
		(1)	森林病害虫等の被害対策の方針
		(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)
		(3)	林野火災の予防の方針
		(4)	その他必要な事項
第	6	; .	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に
			関する事項
	1	•	保健機能森林の区域の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2		その他保健機能森林の整備に関する事項
第	7		その他必要な事項
	1	•	保安林その他制限林の施業方法
	2		その他必要な事項
( R	( <del> </del>	٠ -	。 参考資料7
( P	, ניו	, -	<i>多</i> 为
1		森	林計画区の概要
	(1	)	市町村別土地面積及び森林面積
	(2	)	地況
	(3	)	土地利用の現況
	(4	.)	産業別生産額
	(5	)	産業別就業者数
2		森	林の現況
	(1	)	齡級別森林資源表
	(2	)	制限林普通林別森林資源表
	(3	)	市町村別森林資源表
	(4	.)	所有形態別森林資源表
	(5	)	制限林の種類別面積
	(6	)	樹種別材積表
	(7	)	特定保安林の指定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(8	)	荒廃地等の面積
	(9	)	森林の被害7
	(1	0)	防火線等の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3	林	業の動向
	(1)	保有山林規模別林家数
	(2)	森林経営計画の認定状況
	(3)	経営管理権及び経営管理実施権の認定状況
	(4)	森林組合及び生産森林組合の現況
	(5)	林業事業体等の現況
	(6)	林業労働力の概況
	(7)	林業機械化の概況
	(8)	作業路網等の整備の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	前	期計画の実行状況
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)	間伐面積
	(3)	人工造林·天然更新別面積
	(4)	林道の開設及び拡張の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画
	ア	保安林の指定又は解除の面積
	1	治山事業の数量
5	今	期計画の明細
	(1)	伐採材積及び人工造林・天然更新の明細
6	林	地の異動状況(森林計画の対象森林)
	(1)	森林より森林以外への異動
	(2)	森林以外より森林への異動
7	林	分密度管理図8
	(1)	スギ林の収量比数Ryによる管理表8
	(2)	ヒノキ林の収量比数 R y による管理表
8	主	伐可能量の目安
	(1)	主伐(皆伐)上限量の目安
	(2)	再造林率に応じた持続的伐採可能量

## はじめに

地域森林計画は、森林法第5条に規定のとおり、都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林を森林計画区(全158森林計画区)別に、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、都道府県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

広島県では、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」のもと、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」を策定し、農林水産業における目指すべき 姿の中長期的な目標(指標)や具体的な取組方針を示していることから、アクション プログラムに沿った内容を、地域森林計画に記載しています。

また、市町村森林整備計画は、市町村長が、地域森林計画に<u>適合して</u>、5年ごとに 10 年を一期としてたてる計画であり、地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、森林所有者が行う森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めていることから、市町村の森林づくりの長期的な構想となるものです。

#### 政府

# 森林•林業基本法第11条

#### 森林·林業基本計画

・森林・林業に関する長期的かつ総合的な政策の方 向·目標

即して

#### 農林水産大臣

森林法第4条

#### 全国森林計画(15年計画)

- 国の森林関連政策の方向
- ・地域森林計画等の指針

即して

#### 県知事

#### 森林法第5条

#### 地域森林計画(10年計画)

- 都道府県の森林関連施策の方向
- ・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等・市町村森林整備計画の指針

適合して

# 県

# 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

・現実化する人口減少、少子化・高齢化、急速に進 むデジタル技術、頻発化する大規模災害などの社会 経済情勢の変化が進む中にあって、本県の目指す 姿(将来像)を県民と共有し、一緒に、新たな広 島県づくりを推し進めるために策定したビジョン

# 2025広島県農林水産業アクションプログラム

・農業・畜産業・林業・水産業の各分野において、中長期 的に目指していく姿を見据えた上で、5年間(令和3 (2021) 年度~令和7 (2025) 年度) で達成すべき 目標(指標)を掲げ、具体的に取り組む活動を整理し

#### 市町

#### 森林法第10条の5

#### 市町村森林整備計画(10年計画)

- ・市町村の森林関連施策の方向
- ・森林所有者等が行う伐採,造林,森林の保護等 の規範

適当であること

適合して

#### 森林所有者等

#### 森林法第11条

# 森林経営計画(5年計画)

・森林所有者等が自ら森林の経営を行う森林につい て, 自発的に作成する具体的な伐採・造林, 森林 の保護,作業路網の整備等に関する計画

#### 一般の森林所有者に対する措置

- ・伐採及び伐採後の造林の届出
- ・森林の土地の所有者となった旨の届出等

# Ⅲ 計画事項

# 第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)
- ② 森林法第 10 条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者と なった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届 出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

#### 市町別面積

	区 分		面積(ha)	備考
	総数		<u>26, 074. 43</u>	
		(油木)	<u>6,825.44</u>	
<del>/</del> -th- → 7-7	神石	(神石)	<u>7,379.61</u>	
神石郡	高原町	(豊松)	<u>3,477.19</u>	
		(三和)	<u>8,392.19</u>	

- 注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内 の民有林とする。
  - 2 森林計画図は、農林水産局林業課、東部農林水産事務所において縦覧に供する。

# 第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採(主伐)、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採(主伐)、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

## 1 立木竹の伐採(間伐以外)

(略)

## 2 造林

#### (1) 人工造林に関する指針

(略)

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

(略)

なお、苗木の選定については、<u>特定苗木</u>や花粉の少ない苗木(無花粉苗木、 少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の増加に努めます。 (略)

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入 や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花 粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	<u>1,500</u> ~3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	<u>1,500</u> ~3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000~4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000~5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

#### その他人工造林の方法の指針

(略)

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(略)

#### (2)~(4) (略)

# 3 間伐及び保育

## (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附) 参考資料7「林分密度管理図」に基づき、次表のとおり上層木の平均樹高と間伐 実施前の成立本数(ヘクタール当たり立木密度)により定めますが、これにより 難い場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

# 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000 本/ha 植栽>

(略)

<スギ・ヒノキ 2,000 本/ha 植栽>

(略)

<スギ・ヒノキ 1,500 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数等	<u>間域の時期</u> <u>初回</u> <u>I等地</u>	間伐率 (%)	間伐の方法			
	I 等地 800 本/ha Ⅱ等地 1,100 本/ha	<u>樹高 21m</u>					
スギ	[参考] 間伐の時期の樹高 に達する林齢の目安	<u>35</u>	<u>27</u>	林分密度管			
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100本		理図を参考に収量比数			
	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	<u>樹高 18m</u>		Ry かおおむ ね0.8を超え ない管理と			
ヒノキ	[参考] 間伐の時期の樹高 に達する林齢の目安	<u>37</u>	<u>27</u>	する。			
<u>+</u>	間伐実施前の成立本数(本 /ha)	<u>1,100本</u>					

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、 間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とⅡ等地の中間値とした。

<アカマツ>

(略)

#### 長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

(略)

# (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとしますが、状況に応じて 下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

# 保育の標準的な方法に関する指針

保育			植栽本数	実施時期(林齢)									
種類	樹種	地位級	(本/ha)	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	備考				
	スギ	$I \sim II$	<u>1,500</u> ∼3,000	1	2	3	4	5					
下刈	ヒノキ	$I \sim II$	<u>1,500</u> ∼3,000	1	2	3	4	5					
	アカマツ	$I \sim II$	3,000~5,000	1	2	3	4	5					
			3,000	10~11									
	スギ	$I \sim II$	2,000	16~21									
			<u>1,500</u>	<u>17~23</u>									
除伐			3,000	11~14									
	ヒノキ	$I \sim II$	2,000	15~20									
			<u>1,500</u>	<u>19~26</u>									
	アカマツ	П	3,000~5,000	10									

注1 地位級のⅠ、ⅡはⅠ等地、Ⅱ等地を表す。

# (3) その他必要な事項

(略)

<sup>2</sup> 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

# (附) 参考資料

# 2 森林の現況

# (9) 森林の被害

単位 面積:ha

種	類		松くい虫		カシノナガキクイムシ							
年	度	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>					
総	数	91	91	95	0.00	1. 10	18. 21					
神石郡	神石高原町	91	91	95	0.00	1. 10	18. 21					

種	類		火災		シカ							
年	度	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>					
総	数	<u>0. 18</u>	<u>0.10</u>	0.02	0.00	0.07	0.00					
神石郡	神石高原町	0.18	0.10	0.02	0.00	0.07	0.00					

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

# 7 林分密度管理図

(1)スギ林の収量比数Ryによる管理表

										上	屑	•	樹	青	<b>5</b>		m										数字	は収量	<b></b>	(Ry)	又量比数(Ry)			
1 2 3 4 5 6									8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00															
	2900	9	3000	水结虫	0.31	0.39	0.	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99		#17	エリア	1+110 -	量比数	r DV ÁŠ	n en								
	2800	0.05	0.13	7.E 0.Z1		0.38	0.46	05	除伐	.66	0.71	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00	を超え	える林	分で,	肥大: 宇を受	生長に	影響								
	2700			0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99	め, 4	又穫直	前以	sex 外の管 うに管	理でに	は白								
	2600			0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	9.57	0.63	0.00	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98	0.7	<i>)</i> / ic	'A' D' A	, ) i c E	1427	ο,								
立	2500				0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	072	保育間	1伐	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99													
	2400					0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	070	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00												
木	2300					0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	069	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99												
	2200						0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	068	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00											
密	2100						0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00										
	2000						0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.00	0.70	0.7€	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00		保育	】 間伐σ	エリア	,				
度	1900		2000;	本植类			0.55	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0 7	保育間	伐	0.87	0.89	0.91	0.94	0.96	0.97	0.99									
	1800						0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.05	0.69	0.73	0 76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0 00	     入間	 	L 戈のエ	リア				
本	1700							0.38	0.44	0.49	0.54	0 18	伐	067	0.71	0 74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99							
/ ha	1600								0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.00	<b>₹</b> 2	0.7	0.78	0.81	0.84	0.86	0.88	0.91	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99						
	1500	\		_						0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.70	0 76	0.7▶	0.82	0.84	0.86	0.89	0.91	0.92	0.94	0.96	0.97	0.99					
	1400		15007	k 植栽							0.48	0.52	0.57	0.61	0.6	搬出間	1伐	0 74	0.77	07	搬出間	伐	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.95	0.97	0.98				
	1300				}						0.46	0.50		0.50	0.62	0.65	0.68	+		+	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99		
	1200											L	除伐		.59	0.62			0.72	₩			ļ	0.84							0.95	0.97		
	1100												0.49	-			$\vdash$		-	<b></b> -		<b></b>	<del>├</del> ┳╌	0.81	_	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94		
	1000												0.46						_			ш	H	搬出間						0.89				
	900												0.43								<u> </u>	<del></del> -	<b>├.</b> ▼	0.74	<del> </del>	├—					0.87	0.88		
	800												0.39											0.70	<b></b>	<u> </u>					0.83			
	700													0.39	0.42	0.45			0.53					0.6		1		0.74			0.79			
	600						(ンかり 上層樹								0.38				0.49					0.60										
	500			て本	数が!	少なく	材積								0.33	0.36								0.54										
	400					-													0.37					0.47										
	300																0.26							0.39										
	表の数子は、底の言い度の指標で収重に数(RY)を表示している。取多省度(める樹高での ト四の大粉密度) たいしょしもの担分的た況の見入するよう												_			-		-	0.29	-	-	-					┡							
Ш	100   上版の平数国及/と「こしたことが旧列即な歴の発日とかり。  0.												0.11		0.12	<u> </u>	U.14	0.15	0.16	0.17	U.18	U.19	0.20	0.20	0.21	0.22	0.23							
											17			1	0.1	0.0	22	2.4	0.5	20	0.7	20	20	20	31									
										16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
地								10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50 100 J	57	68	91	100以上		
位							)		11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	/0							
2等的(地位指数で192m程度)								11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	لِا 100	メエ		作町	(年)					

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

# 7 林分密度管理図

# (2)ヒノキ林の収量比数Ryによる管理表

		上 層 樹 高															m 数字は収量比数(Ry)										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	3000	0.02	0.07	0.14	0.22	0.32	0.41	0.50	0.58	0.66	0.72	0.78	0.84	0.88	0.92	0.96	0.99										
	2900	00 0 3000 3000						0.49	0.57	0.65	0.71	0.77	0.83	0.87	0.91	0.95	0.98				±1.	וקוד	'+ II코 등	ひくもらの	のん		
	2800	o 0.02 0.02 di 数 0.30 0.39				0.48	0.56	0.63	0.70										大生	大生長に影響す							
	2700	0.02	0.06	0.13	0.21	0.29	0.38	0.47	05[	除伐	).69	0.75	0.80	0.85	0.89	0.93	0.96	0.99			め, 収	7穫直	雪害を受けやすいた 前以外の管理では白 なるように管理する。				
	2600	0.02	0.06	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	054	0.61	0.68	0.74	0.79	0.84	0.88	0.92	0.95	0.98			いエリ	) Y (=7	<b>よ</b> るよ	うに官	埋する	) 0	
立	2500	0.01	0.06	0.12	0.19	0.28	0.36	0.44	0.52	0.00	0.66	0.72	0.78	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	1.00								
	2400	0.01	0.05	0.11	0.19	0.27	0.35	0.43	0.51	0.58	0.65	0.71	07	保育間	]伐 ;	0.90	0.93	0.96	0.99								
木	2300	0.01	0.05	0.11	0.18	0.26	0.34	0.42	0.50	0.57	0.64	0.70	0 75	0.80	0.85	0.89	0.92	0.95	0.98								
	2200	0.01	0.05	0.10	0.17	0.25	0.33	0.41	0.48	0.56	0.62	0.68	0.74	0.79	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	0.99							
密	2100	0.01	0.05	0.10	0.17	0.24	0.32	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.₹	0.82	0.86	0.90	0.93	0.96	0.98							
	2000	0.01	0.04	0.10	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.59	0.65	0.71	0.76	08[	保育間	引伐 }	0.91	0.94	0.97	1.00	4年3	    育間伐	DTII.	7		
度	1900	0	2000	本植栽	0 15	0.22	0.20	0.37	0.44	0.51	0.58	0.64	0.69	0.74	079	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	体目		,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>			
	1800			0.05		0.21	0.28	0.35	0.42	0.49	0.50	0.62	0.67	0.72	077	0.81	0.85	0.89	0.92	0.94			  伐·主	せの エ	・リア		
本	1700						0.27	0.34	0.41	O. B	余伐	060	0.65	0.71	0.75	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93				X07=			
/ ha	1600						0.26	0.32	0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.69	0.73	0.78	0.82	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.99				
IIIa	1500						0.24	0.31	0.37	0.44	0.50	0.56	0.61	搬出	間伐	0 76	08(	搬出間	10代	0.90	0.92	0.95	0.97	0.99			
	1400			15007	太植栽			0.29	0.36	0.42	0.48	0.54	0.59	0.64	0.69	0 73	0.77	0.81	0.84	0.88	0.90	0.93	0.95	0.98	1.00		
	1300				12.4%			0.28	0.34	0.40	0.46	0.51	0.57	0.62	0.67	071	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.96	0.98	1.00	
	1200							0.26	0.32	0.38	0.43	除	伐 4	0 59	0.64	068	0.72	0.75	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00
	1100								0.30	0.35	0.41	0.46	0.51	0.62	0.61	0.66	0.70	0.70	0.7	搬出	出間伐	).86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98
	1000								0.28	0.33	0.38	0.43	0.49	0.53	0.58	0.6	搬出間	引伐 )	) <b>7</b> (	0.77	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.93	0.95
	900										0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67		0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92
	800										0.32	0.37	0.42	0.47	0.51	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.0	0.76	0.79	0.82	0.85	0.87	0.89
	700											0.34	0.38	0.43	0.47	0.51	0.55	0.59	0.62	0.66	0.6	主伐	0.75	0.78	0.80	0.83	0.85
	600	日いエリアは、赤いフインから スほど それぞれの F 届樹喜										0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50	0.54	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.78	0.81
	500														0.37	0.41	0.45	0.48	0.52	0.55	0.58	0.61	0.64	0.67	0.70	0.72	0.75
	400		אויימ	3<4.8	o o										0.32	0.35	0.38	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68
	300																		0.37	0.40	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.58
	200					度の指													0.27	0.29	0.32	0.34	0.36	0.39	0.41	0.43	0.46
	100	(ある樹高での上限の本数密度)を1としたときの相対的な混み具合を示す。																0.15	0.17	0.18	0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.28	
																	上層相	討高(m	1)								
地								7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
位							11	12	14	15	17	19	21	23	25	28	30	33	37	41	46	53	61	75	100以上		
		1~2の中間 (地位指数で18.5程度) 2等地 (地位指数で16.4程度)							12	14	16	17	19	22	24	27	30	33	37	42	48	55	67	89	100以		
	2	野地 (	地位指	数で1	16.4稻	(度)		12	14 **#t	16	18	20	23	26	29	33	37	43 *****	50	59	76	لا100	儿上		林齢	(年)	

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる